

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和6年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定年月日 令和6年6月21日
- 2 調査を行う者の名称 筑西市
- 3 調査地域 筑西市菅谷、玉戸、一本松、女方の各一部
- 4 調査期間 令和6年6月21日から  
令和8年3月31日まで

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和6年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定年月日 令和6年6月21日
- 2 調査を行う者の名称 那珂市
- 3 調査地域 那珂市大字南酒出の一部
- 4 調査期間 令和6年7月1日から  
令和8年5月29日まで